

時の問題

大飯原発運転差止  
訴訟第1審判決の  
意義と課題

早稲田大学教授  
大塚 直  
OTSUKA Tadashi

I はじめに

本件は、札幌市から沖繩市までの各地居住者が関西電力に対して、人格権ないし環境権に基づき、大飯原発3号機、4号機の原子炉の運転差止を求めた事件である。これに対して、大飯原発運転差止訴訟第1審判決（福井地判平成26・5・21判時2228号72頁。以下、「本判決」という）は、原告らのうち166名に対する関係で本件原発の運転差止の請求を認容したが、23名の請求は棄却した。

本判決はマスコミに大きく取り上げられたが、原発に対する評価の相違を反映し、本判決の評価は真っ二つに分かれている。そうした中で本判決を扱うに当たり、あらかじめ筆者の姿勢について一言しておきたい。本判決のような政治的に極端に対立する問題に関連する事件については、評釈者の原発問題に対する認識が評釈の内容に相当の影響を与える可能性が高い。それぞれの立場から扱うことにももちろん意味

はある。しかし、本稿では、原発について一定の立場をとることからできるだけ切り離した形で扱いたい。従来の裁判例等との関係に配慮しつつ、結論を先取りしないやや抑制された地道な議論を試みるのが、裁判との関係では相当の重要性を有すると考えられるからである<sup>1)</sup>。

II 従来の裁判例

原発に対する民事差止（以下、単に「差止」という）訴訟は福島原発事故前から提起され、いくつか裁判例が出されてきた。それらは一定の判断枠組みを示すものであったが、これらの裁判例は、環境に関連する健康等の被害（の発生前の）リスクに対する差止訴訟の裁判例の中に位置づけられる（①携帯電話鉄塔、②廃プラスチックリサイクル施設、③感染症研究所、④廃棄物処理施設などの裁判例がある。これらは①、②のような「公害型」と③、④のような「事故型」に分かれる<sup>2)</sup>）。原発差止訴訟は「事故型」であるが、リスクは小さいものの、一旦事故が起きると極めて巨大な損害につながる可能性があるところに特色がある（上記のうちでは③は類似した性格を有する場合がある）。

(1)福島原発事故前の原発差止裁判例

福島原発事故前の原発差止訴訟の裁判例としては、関西電力高浜原発2号機運転差止訴訟（①大阪地判平成5・12・24判時1480号17頁）、東北電力女川原発建設工事差止訴訟（②仙台地判平成6・1・31判時1482号3頁、③仙台高判平成11・3・31判時1680号46頁）、志賀原発建設差止訴訟（④金沢地判平成6・8・25判時1515号3頁、⑤名古屋高金沢支判平成10・9・9判時1656号37頁）、泊原発建設・操業差止訴訟（⑥札幌地判平成11・2・22判時1676号3頁）、もんじゅ建設・運転差止訴訟（⑦福井地判平成12・3・22

1) 結論を先取りしては、それとは異なる立場に立つ論者に対して一応の説得力のある論理を展開することは困難であるとも思われる。もっとも、一定の立場をとることからできるだけ切り離した議論をするといっても、それも筆者の主張にすぎないともいえる。なお、大塚直「大飯原発3号

機、4号機差止訴訟判決」環境と公害44巻2号（2014年）にも評釈を併せていただいたが、紙幅の関係で本稿の方がより詳細的である。

2) これらの裁判例について、大塚直「公害に関する近時の裁判例の動向と課題」環境法政策学会編「公害・環境紛

判決  
訴訟  
④4  
頁、  
原告  
判決  
平成  
と  
熱帯  
ス  
②以  
てい  
て  
子の  
角  
上  
ある  
外の  
0.1  
踏ま  
こと  
ては  
決  
の原  
は、  
いて  
いて  
提出  
立前  
ける  
告か  
て、  
る  
ロー  
原告  
の半  
して  
⑥

争訟  
訴訟  
論社  
3.  
この

判時1727号77頁)。志賀原発2号機運転差止訴訟(⑧金沢地判平成18・3・24判時1930号25頁、⑨名古屋高金沢支判平成21・3・18判時2045号3頁、⑩最決平成22・10・28判例集未登載)、浜岡原発運転差止訴訟(⑪静岡地判平成19・10・26判例集未登載)、島根原発差止訴訟(⑫松江地判平成22・5・31判例集未登載)があげられる。

これらの裁判例の傾向を概観すると、①は伝熱管の破断の問題を契機としたため、原発のリスクの一部を扱っただけのものとなっており、②以降の裁判例が原発のリスクを網羅的に扱っている。

②は、「具体的危険性」の問題について、原子炉施設に求められる安全性とは、「災害発生の危険性をいかなる場合においても、社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つこと」にあるとし、これについて、原発の周辺監視区域外の線量当量限度である、実効線量当量年間0.1レム(国際放射線防護委員会[ICRP]勧告を踏まえて放射線審議会答申による)を基準とすることが合理的であるとした。また、証明については、取消訴訟である伊方原発訴訟の最高裁判決(最判平成4・10・29民集46巻7号1174頁)の影響を受けつつ、本件原発の安全性については、情報の偏在を理由として<sup>3)</sup>、被告の側においてまずその安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で立証する必要があり、被告がその立証を尽くさない場合には、原発は安全性に欠ける点があることを事実上推認されるとき、被告がその立証を尽くした場合には、原告において、安全性に欠ける点があることについて更なる立証をしなければならないとした(第1アプローチ。以下、「伊方型」という)。②はその後の原発差止裁判例に大きな影響を与え、それ以後の判決の多くは②の判断枠組みに沿った裁判をしてきた。

②の判断枠組を用いなかったのは⑧であり、

これは、原告が本件原子炉の運転により許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被ばくの具体的危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記「具体的危険性」の存在を推認するとした(第2アプローチ)。他方、⑨、⑩は伊方型を採用しつつ、被告の証明を行政基準を満たせば足りると明言した点に特色がある(後述⑬も同様)。

結論としては、ほとんどの裁判例は差止請求を棄却していたが、唯一差止を認めた例は⑧である。同判決は、安全審査を経て(当時の)通産大臣による原子炉の設置変更許可がなされているからといって当該原子炉施設の安全設計の妥当性があると即断すべきではなく、安全審査においてどこまでの事項が審査されたかを具体的に検討して判断すべきであるとした。そして、原子炉における事故の危険性についてはこれを認めなかったが、地震・耐震設計の不備については、1) 想定される直下地震の規模をM6.5としているのは小規模すぎるという疑問、2) 基準地震動S2を定めるに当たって考慮した地震の選定が相当でなく、過小であること等を指摘し、本件原子炉が運転されることによって周辺住民が許容限度を超える放射線を被曝する具体的危険性が存在することを推認すべきであるとした。

もっとも⑧は、⑨によって覆された。⑨は、(当時の)通産大臣及び原子力安全委員会が設置変更許可申請について行った安全審査において審査指針等の定める安全上の基準が満たされていることが確認された場合には、被告が原子炉に安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上で主張立証を尽くしたことになるとし、これを

争処理の変容」(商事法務、2012年)10頁、同「予防的科学訴訟と要件事実」伊藤滋夫編『環境法の要件事実』(日本評論社、2009年)139頁参照。

3) 伊方判決及びその影響を受けた行政訴訟において、この点及び行政庁の専門技術的裁量を理由とするものが多い

ことについて、交告尚史「伊方の定式の射程」加藤一郎先生追悼論文集『変動する日本社会と法』(有斐閣、2011年)254頁。

認めた。新耐震指針に沿った判断をしたのである<sup>4)</sup>。

(2)福島原発事故後の原発差止裁判例

本判決の直前に出された大飯原発差止仮処分事件決定(③大阪地決25・4・16判時2193号44頁)は、証明について伊方型を採用した上で、債務者側は、安全上の基準に合理性があり、かつ当該発電所がこの基準を満たすことを主張・疎明するだけで足りるとし、申請を却下した。抗告審決定(④大阪高決平成26・5・9判例集未登載)も、保全の必要性を肯定できないとして却下した。

Ⅲ 本判決の内容と分析

Ⅲでは、本判決の分析にとどめ、筆者自身の見解が関連する点については主にⅣで扱うことにしたい。

1. 差止の法的根拠

本判決は、「人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は……その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働く」とする。

人格権侵害、中でも生命を守り生活を維持するという根幹部分に対する具体的侵害のおそれ

を差止の根拠としている点は、従来の判例、学説からも当然に認められるものである。もっとも、生命と生活維持とは区別すべきではないかという議論もありうるであろう(後述Ⅳ参照)。「多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき」は「差止めの要請が強く働く」という判示については、従来公害訴訟で、潜在的な被害者が侵害を受ける人格的権利・利益も(公共性と対抗する権利利益として)考慮すべきであるとしてきた見解と類似している<sup>5)</sup>。

2. 具体的危険性(本件原発に求められる安全性)についての考え方

本判決は、次のように判示する。「生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利といえることができる。」「原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由(憲法22条1項)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。……少なくとも「かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。」(下線筆者)

この点は、本判決について最も論争を呼ぶ点であろう。

(1) 従来の裁判例との関係はどうか。一種のリーディングケースであった②が具体的危険にあたるものを、「災害発生の危険性」が「社会

4) ⑧と⑨とでは、国の耐震指針に沿うか、裁判所自らの判断をするかで、結論が分かれたといえよう。さらに、証明の仕方についての方式の選択も、結論に大きく影響したと思われる(今村隆「⑨判批」自研88巻1号[2012年]138頁以下参照)。

5) 淡路剛久「環境権の法理と裁判」(有斐閣, 1980年)62頁以下、83頁以下、大塚直「生活妨害の差止に関する基礎的考察(8・完)」法協107巻4号(1990年)581頁。

6) ⑨は、絶対的安全性は想定できないと明言した。

7) なお、本判決は平穏生活権の考え方にも触れていない。

8) ラスムッセン報告にも指摘されていた点である(U.S. Nuclear Regulatory Commission, Reactor Safety Study---An Assessment of Accident Risks in U.S. Commercial Nuclear Power Plants, Executive Summary, 1975, p.9.)。

9) 研究会で本判決の評釈について筆者が報告した際、会に参加した民法研究者が最も関心を寄せたのはこの点であった。自動車事故との比較については、①回復、終息にかかる年数の相違、②事故の頻度の相違、③国民が事故に罹れているか否かの相違、④保険を含め、事故の場合の賠償措置についての制度化が進んでいるか否かの相違、⑤地域間のリ

観念  
いこ  
おい  
は、「  
差止  
れは  
おり、  
生命  
ある  
たか  
(2)第  
な  
いて  
つい  
る。  
(2)こ  
いて  
る。7  
第  
部分  
可能  
の「  
理を  
くと  
(国や  
人命  
批判  
摘を  
は、  
車の  
るが、  
して  
第  
かに

スクの  
がある  
があげ  
⑨は  
比較的  
負った  
いう考  
事故被  
点か原  
ある。  
家に関

観念上無視し得る程度に小さいものに保」てないこととしており、これは差止を認容した⑥においても維持されていた⑥のに対し、本判決は、「具体的危険性」が「万が一」でもあれば差止が認められるという一般論を展開する。これは具体的危険性の認定を広げる結果となっており、その理由は、本判決が、人格権、中でも生命侵害・生活侵害の可能性を重視したことにある<sup>7)</sup>。本判決は——絶対的安全性を必要としたかについては議論が分かれうるものの（後述(2)第2点）——この点には触れていない。

なお、②は、具体的危険性に当たるものについて定量的基準をあげていたが、定量的基準についての言及がないことも本判決の特色である。

(2) 本判決の本件原発の「具体的危険性」についての判示は一般的には共感を呼ぶと思われる。ただ、いくつかの論点はあろう。

第1に、本判決は、侵害により人格権の根幹部分が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるから、通常とは異なり、「万が一」の「具体的危険」でも差止められるという論理を採用するが、——筆者自身の意見はともかくとして——例えば、自動車の販売、運行を（国や社会が）許容していることが年間数千人の人命を奪っていることと比較するとどうかとの批判を受ける可能性はあろう（②は関連する指摘をする<sup>8)</sup>）。この点については、筆者としては、最大の相違点は、現在のわが国では、自動車の運行に関しては社会的な合意が存在しているが、原発に関しては国民の意見が激しく対立していることにあると思われる<sup>9)</sup>。

第2に、本判決が絶対的安全性を必要としたかについては新聞等でも評価が分かっている。

「具体的危険性が万が一でもあれば当然差止」という点で絶対的安全性を必要としたとする見方もありうるが、他方、伊方原発最判も核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法）旧24条1項3号・4号の原子炉設置の許可基準に関して「深刻な災害……が万が一にも起こらないようにするため」としていることからすると、伊方原発最判の趣旨を逸脱するものではないとみることも可能である<sup>10)</sup>。

第3に、本判決のこの点の判示は、水俣病による人身被害の賠償における過失の判断に類似している（熊本水俣病第1次訴訟判決〔熊本地判昭和48・3・20判時696号15頁〕）。ただ、本件との相違は、本件は事故時の問題を扱うリスク訴訟であることである。この点をどの程度重視すべきかという問題がある。

第4に、本判決は「万が一」の「具体的危険性」を問題としているが、——第1点と関連するが——②が定量的基準を設けていたのに比して、その基準が不明確でないかとの議論はありうる。具体的には、原子力規制委員会で合意された原子炉の安全目標は、事故時のCs137の放出量が100TBqを超えるような事故の発生頻度は100万炉年に1回程度を超えないように抑制されたとしたが<sup>11)</sup>、この目標を達成しても本判決の「具体的危険性」が「万が一でもある」とされるのかという問題が生ずる。本判決はこの問題についてはあまり認識していないようであるが、より突っ込んだ検討が必要であったとも思われる。

第5に、本判決は裁判所の能力についても一定の検討はしている。すなわち、「新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさ

スクの程度の違いや、受益者と被害者の乖離に基づく不公平があるか否かの相違、⑥社会や国家に与える影響の相違などがあげられた。

④は今後の制度化が進むか否かと関連する点である。①が比較的重要とも考えられるが、交通事故で被害者が後遺症を負った場合と比較すると個人レベルでは大きな差があるかという考え方もできよう。交通事故の場合は、それぞれ悲惨な事故被害があるのであるが、それらがバラバラに起きている点が原発事故と異なる点をどうみるかという問題となるのである。やはり、⑥が重要とも思われるが、この点は社会や国家に関係する点であり、個人が差止請求をして裁判所で判断

すべき問題かという根本的問題に関連するであろう。

10) なお、本判決は、抽象的危険で足りるとするものではない。後述の5つにいう1699ガルを超える地震に耐えるかは抽象的危険の問題ということになる。その意味で本判決は真にゼロリスクを問題としているわけでないともできよう。また、本判決は危機感説とも異なる。住民の不安ではなく、客観的危険性を問題としているのである。

11) 平成25年度原子力規制委員会第1回会議（平成25年4月3日）。安全目標について、下山憲治「原子力利用リスクの順応的管理と法的制御」環境法研究1号（2014年）72頁参照。

が明確でない場合には、……差止めの可否を裁判所において判断することは困難」であるが、原発技術の「危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる」とするのである。これは是認できるようにも見えるが、福島原発事故以外の原発事故一般について妥当するかはまた別の問題であろう。本判決は、さらにその上で、上記下線部 a の「理は、……人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない」とする。行政との関係を全く考慮しなくてよいとしたところに本判決の特質がある。

### 3. 他の利益との衡量の可能性

1 に触れたように、本判決は、「差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる」とする。また、別の箇所では次のように判示する。「当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論……の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。」

本判決は、人格権の根幹部分の侵害の場合には、コストや財産的利益との比較はしない立場を採用した<sup>12)</sup>。この問題は、従来は、公共性との比較衡量の問題として扱われてきた<sup>(8)</sup>。本件では、現在のところ火力発電所等で対応しており、原発が停止していても停電が直ちに起きる状態ではないため、公共性自体は問題とされていない。

公共性は差止の受忍限度判断では問題となりうるが、人格権の根幹部分の侵害の場合には、そ

の活動の公共性(社会的有用性)との衡量を行うべきでないことは、従来、公害に関する尼崎訴訟判決(神戸地判平成12・1・31判時1726号20頁)、名古屋南部訴訟判決(名古屋地判平成12・11・27判時1746号3頁)、学説にみられる考え方であり<sup>13)</sup>、これが踏襲されたとみられる。ただ、この点についても、本件は事故によるリスク訴訟である点が公害訴訟とは異なっている。

なお、本判決は予防原則を適用したといえるか、という問題もある。2はそのように解することもできよう。「万が一」の「具体的危険性」があれば差止められるとすることによって、地震等の科学的不確実性を含めた不確実性のある場合には差止めるとする論理となっているからである<sup>14)</sup>。原発訴訟において予防原則を適用することには首肯すべき面があると思われるが、ただ、一般に予防原則の適用には比例原則の適用やリスク・リスク比較(リスク・トレードオフ)が必要であると考えられており<sup>15)</sup>、それをどのように行うかという問題は残されているともいえよう。

### 4. 証明の方式

本判決は次のように判示する。「原子力発電所の差止訴訟において、事故等によって原告らが被ばくする又は被ばくを避けるために避難を余儀なくされる具体的危険性があることの立証責任は原告らが負うのであって、この点では人格権に基づく差止訴訟一般と基本的な違いはない。「被告に原子力発電所の設備が基準に適合していることないしは適合していると判断することに相当性があることの立証をさせこれが成功した後に原告らに具体的危険性の立証責任を負わせるという手法は原子炉の設置許可……の取消訴訟ではない本件訴訟においては迂遠な

12) なお、仮に衡量するとしても、本判決では、リスク(例えば琵琶湖の汚染など)もベネフィットも大飯原発と関連する部分のみを衡量すべきであり、全原発を対象とするような本判決の判示にはやや不適切な点がある。

13) 大塚直「環境法【第3版】」(有斐閣、2010年)685頁参照。

14) ドイツ法の事前配慮原則との関係でみれば、本判決は原発操業による残存リスクを抽象的危険としているのであろう。

15) 大塚直「予防原則・予防的アプローチ論」法教313号(2006年)71頁、73頁。

手  
法  
原  
能  
問  
題  
と  
回  
答  
を  
以  
も  
的  
危  
に  
て  
は  
の  
説  
そ  
論  
(第  
な  
「具  
とに  
した  
る。  
5.)  
本  
却  
構  
イフ  
とを  
(7  
発  
電  
る  
か  
べき  
いて  
126  
学  
催  
る。  
はず  
い  
差  
地  
盤  
もの  
いて  
と…  
もの  
(イ  
超え  
「イ

手法といわざるを得ない。

従来裁判例が、被告の証拠の独占に基づく原告の証明の困難、裁判所の科学技術に関する能力の限界を踏まえつつ、原発の具体的危険の問題を証明の順序ないし程度、証拠の提出の問題として扱い、実体的判断を明確にすることを回避してきたのに対し、本判決は、実体的判断を明確に行おうとしている。

もっとも、上記のように本判決における具体的危険の中身は従来とは異なっており、本判決では、「万が一」にも「具体的危険性」があってはならないとし、具体的危険性に関する原告の証明の程度を実質的に大いに緩和したからこそ証明の緩和に関する従来の下級審の判断方式(第1, 第2アプローチ)を採用する必要がなくなったといえよう。不確実性が残っている限り「具体的危険」であるとする論理を採用することにより、本判決は実質的には証明責任を転換したと同等の効果を発揮したともいえるのである。

## 5. 原発の冷却機能の維持

本判決は、具体的問題として、まず原発の冷却機能の維持について、地震の程度を3つのタイプに分け、いずれにおいても危険性があることを指摘する。

(ア)「1260ガルを超える地震によって」原子力発電所の冷却「システムは崩壊」することとなるが、「この規模の地震が起きた場合には打つべき有効な手段がほとんどないことは被告において自認している」。しかし、「大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。」「新潟県中越沖地震では岩盤に建っているはずの柏崎刈羽原発1号機の解放基盤表面(固い岩盤が、一定の広がりをもって、その上部に地盤や建物がなくむき出しになっている状態のものとして仮想的に設定された表面……)において最大加速度が1699ガルと推定されていること……からすると、……上記認定を左右できるものではない。」

(イ)大飯原発の基準地震動である「700ガルを超えるが1260ガルに至らない地震について」「イベントツリー記載の対策が真に有効な対策

であるためには、第1に地震や津波のもたらす事故原因につながる事象を余すことなくとりあげること、第2にこれらの事象に対して技術的に有効な対策を講じること、第3にこれらの技術的に有効な対策を地震や津波の際に実施できるという3つがそろわなければならない。」しかし、「被告がイベントツリーにおいて事故原因につながる事象のすべてをとりあげているとは認め難い。」

(ウ)「原子炉の緊急停止の際、この冷却機能の主たる役割を担うべき外部電源と主給水の双方がともに700ガルを下回る地震によっても同時に失われるおそれがあり、「その場合には……実際にはとるのが困難であろう限られた手段が効を奏さない限り大事故となる。」

この中で人為的な対応にかかわらず事故の危険性があるとするのは(ア)である。本判決は、(大飯原発の冷却システムが崩壊すると被告によって自認されている)1260ガルを超える地震の可能性を判断するに当たり、各地の地盤の性質の相違についてあまり重視していないとみることもできるが、判決の判断が誤っているとは言い難い。特に、新潟県中越沖地震では固い岩盤でも最大加速度が1699ガルと推定されているため、1260ガルを超える地震が到来する可能性があることについて被告は反証できなかったとみられる。(イ)、(ウ)については、本判決が「万が一」の「具体的危険性」を問題としていることがこの結論に関連している。

## 6. 使用済み核燃料の危険性 (閉じ込めるという構造について)

本判決は、「本件使用済み核燃料プールにおいては全交流電源喪失から3日を経ずして冠水状態が維持できなくなる。我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼすにもかかわらず、全交流電源喪失から3日を経ずして危機的状态に陥いる。そのようなものが、堅固な設備によって閉じこめられていないまあいわばむき出しに近い状態になっているのである」として、この点に欠陥があるとする。

この点について、本判決は福島原発事故を重視し、同様の事故が起きる可能性を摘み取っておきたいとの姿勢を示しているといえよう(6)。

## 7. 結論

本判決はその他の点についても検討した上、「原告らのうち、大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者……は、本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるから、これらの原告らの請求を認容すべきである。」とした。

本判決が原告に具体的な危険があると認めた250kmという基準は、福島原発事故直後、原子力委員会委員長が同原発からこの距離の圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したことがあるという事実に基づいている。なお、原告は本件原発の様々な危険性を主張しているが、本判決は5、6について欠陥が認められる以上、それ以外の危険性について判断する必要はないとした。

## IV 本判決の意義・特色と若干の検討

### 1. 本判決の意義・特色

本判決の意義・特色をまとめると、第1に、「生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分」に対する侵害であることを重視し「万が一」の「具体的な危険性」があるだけで差し止められるとしたこと、第2に、その場合にコストや財産的利益との比較衡量を拒否したこと、第3に、(第1点との関連で)従来の下級審裁判例の証明に関する方式の採用を拒否したこと、第4に、具体的には、福島原発事故を踏まえ

つ、冷却機能の維持及び使用済み核燃料を閉じ込める構造の2点において具体的な危険性があると判断したこと、第5に、人格権侵害の具体的な危険性及ぶ原告の範囲を原発から250km圏内としたことにあるといえよう。

いずれも重要な問題提起をしたものであるが、具体的な議論としては第4点が注目される。第4点の判断には、本判決の総論部分である第1点～第3点が必ずしも関連していない部分も多いと思われる。もっとも、Ⅲ5(イ)(ウ)のように、第1点との関係で第4点の判断が容易にできた部分はある。

### 2. 本判決の論点に関する検討

次に、本判決の論点について私見を交えて若干の検討をしておく。

第1に、本件との関係では、本判決は、Ⅲ5(ア)と6の点のみでも同様の結論を得ることができたのであり、Ⅲ1～4の総論部分は重要ではあるが、本件の具体的な結論にとっては必須ではなかったともいえると考えられる。Ⅲ5(ア)及び6については、被告は裁判所の心証を覆す反証をすることができなかったものであり、具体的事件との関係ではその点が最も重要であると思われる。特にⅢ5(ア)については、原発事故がひとたび発生すれば莫大な損害につながることや、福島原発事故に関し、原子力損害賠償法3条1項但書の解釈において、過去の地震がどの程度であったかが重要なポイントとなったことなどから、新潟県中越沖地震の際に固い岩盤でも最大

16) 井戸弁護士は、本判決が新規規制基準の合理性自体を否定していること、それが福島原発事故の経験を踏まえていることを指摘する(井戸謙一「福井地裁大飯原発3、4号機運転差止め判決に寄せて」法時86巻9号(2014年)2頁)。

17) 公害に関しても生活基準に対する損害が取り上げられたことはあり(公害法研究会「公害事業者責任法の提案」ジュリ494号[1971年]86頁)、原発事故はそれが大規模な形で問題となる例であるといえる。

18) なお、原発差止訴訟では平穩生活概念が有用であり(大塚直「環境民事差止訴訟の現代的課題」淡路剛久先生古稀祝賀「社会の発展と権利の創造」[有斐閣、2012年]548頁)、この概念の中核には不安及びリスクがあるが、本判決がこの概念を用いなかったのは、本判決が「万が一」の「具体的な危険性」でも差し止められるとしたことと密接に関連している。

19) 化学物質及び食品のリスクレベルとして、アメリカの環境保護庁及び食品医薬品局では生涯にガンで死ぬリスクとして10-5(10万人に1人)ないし10-6(100万人に1人)、わが国でも化学物質については10-5が用いられている。

20) リスク・ベネフィット分析に対する評価は、いわゆるハンドの定式に対する評価と類似するが、ハンドの定式が主に損害賠償で用いられるのに対し、ここでは差止が問題とされており、差止の判断においては、——事後的な損害賠償の問題と異なり——一般的には、被告の活動が差し止められた場合について被告が活動をつづけた場合との比較衡量をせざるを得ないという相違がある。しかしその上で生命健康被害がある場合には経済的利益との比較衡量はしないというのが公害についての判例学説の判断であったのである。なお、⑨判決が、事故の危険性の程度と、科学技術の利用から得られる利益の大きさを比較衡量することは否定していた点にも

加速  
ざる  
断す  
第  
する  
に関  
も「  
ばく  
的危  
避け  
いこ  
とい  
事故  
つい  
活基  
発事  
事態  
決が  
とい  
畜産  
ある  
て一  
ろう  
ある  
第  
もど  
があ  
考え  
と、  
にな  
本判

注意  
21)  
た。  
22)  
1970  
なる  
性質  
経済  
対で  
よ一  
かとい  
23)  
り、  
能性  
いて

加速度が1699ガルと推定されることを重視せざるを得ず、控訴審で裁判所がこの点をどう判断するかが注目される。

第2に、本判決は、「生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分」、「生存そのものに関わる権利」といい、具体的危険性についても「事故等によって原告らが被ばくする又は被ばくを避けるために避難を余儀なくされる具体的危険性」としており、生活の維持、(被曝を避けるために)避難を余儀なくされることのないことを権利として、人格権の根幹部分におくという考え方を示している。これは、福島原発事故での放射線による直接の生命・健康侵害については未だ確認できておらず、避難に伴う生活基盤の破壊が問題とされたこと、今後仮に原発事故が起きた場合にも周辺住民の避難という事態が生じることが推測されることから、本判決がこの点に着目したことは理解できる。居住という点に限れば居住権の問題ともなるが、農畜産業のような生業を含めた生活基盤の侵害であるため、——健康侵害に匹敵するものとして——人格権の根幹部分とみることは可能であろう<sup>17)18)</sup>。生活基盤維持権というべきものであろう。

第3に、リスクに対する対処についてそもそもどの考え方を採用するかという根本的な問題がある。一般に規制行政におけるリスク管理の考え方としては、①リスク・ベネフィット分析と、②等リスク基準<sup>19)</sup>があり、これらが参考になるが、本判決は①の採用を否定した<sup>20)</sup>。本判決は、経済的利益を人格権の根幹となる利

益と比較することを否定している点に特色がある。基本的には支持したい<sup>21)</sup>。

もっとも、これに関しては、2点に留意が必要である。

1つは、リスクにすぎない場合には生命侵害であってもベネフィットとの衡量がなされる場合があるとの議論もありうることである(自動車の販売、運行を国や社会が許容している結果、年間数千人の人命が奪われてきたが、ベネフィットとの関係で許容されていることをどうみるか<sup>22)</sup>)。

もう1つは、あるリスクを回避することが別のリスクを発生させる可能性があるため、リスクの回避の措置をとる際には、リスク・リスク比較をしなければならないという問題である。この場合の比較されるリスクはやはり生命・健康である必要があると考える(この点が通常のリスク・ベネフィット分析と異なる点である。筆者はこの立場を採用する)としても、原発の稼働年数である数十年についてリスクを分析する場合、大飯原発(単体)の停止が生命・健康リスクに結びつく可能性も残念ながら否定はできない<sup>23)24)</sup>。ただ、リスクは様々な仮定によって大きく判断が分かれるため、このリスク・リスク比較についての結論を出すことは困難である。

他方、本判決は②に触れていない。この点については上述したように原子力規制委員会が安全基準を出しているが、裁判所の科学技術に関する能力に鑑みると、裁判所がこれと異なるものを理論的に打ち出すのは難しいであろう<sup>25)</sup>。

注意を要する。

21) この立場は、大塚・前掲注18)551頁で指摘していた。

22) 例えば、福島原発事故との関係では、具体的には、1970年から41年間の交通事故死傷者との比較をすることになる(研究会での窪田充見教授のご示唆に負う)。リスクの性質の相違があるので単純に比較することは適当でないし、経済的利益と人格権の根幹部分を衡量することには筆者は反対であるが、他方、——リスクの性質に相違はありうるにせよ——現実にこのようなことが行われていることをどうみるかという問題がある。

23) 侵害の発生に高度の蓋然性が認められる場合と異なり、それがリスクにすぎない場合には、——侵害の発生の可能性自体が低い——差止によって発生するリスクについても様々な可能性を検討する必要が生じることには留意しな

ければならない。

24) 結果的に同意旨のものとして、中西準子「原発事故と放射線のリスク学」(日本評論社、2014年)241頁。

25) なお、②判決は実効線量当量年間0.1レムを基準としてあげているが、これは追加線量とする必要があること、さらに、現在ではこれは除染の究極目標とされているが、環境基準として用いられているわけではないことから、直ちに活用できるものではない。なお、この点は、いわゆる抽象的不作為請求の問題とも絡むが、実効線量を基準とする場合、——原告らが強制的に避難させられる可能性を含め——被告にとって何を履行すべきかが確定されるかという問題が生じうる。

これについては、i)この基準は、原子力規制委員会が国会同意人事を経ていること等から手続的には問題ないと一応いえるが、それ以上の社会的合意が必要か、ii)現在の規制がこの安全基準を満たしているかが明確でないことをどうみるかの2点が問題となろう。

結局、生命健康リスクが問題となる場合には、リスク・リスク比較は結論を得ることが困難であり、むしろ、②の等リスク基準を参照し、本件において安全目標との関係でなお具体的な措置が不足しているかを争うのが適切ではなからうか<sup>26)</sup>。

ちなみに、①、②以外にいわゆるゼロ・リスク(絶対的安全性)の考え方があり、これは現代社会では求めることは不可能であるとされているが、原発についてはゼロ・リスクを求めるべきであるという主張もありうる。ただ、「地震の影響も含めて大規模事故の発生可能性は(極めて)低い、仮に発生してしまうと大規模な損害が発生するケース」についてゼロ・リスクを採用することを裁判所が独自に決めるべきかは判断が難しいであろう(後述する第4点と関連する)。

第4に、民事差止を行政基準(規制基準)との関係でどう考えるべきか。従来、公害・生活妨害の民事差止訴訟では、特に日照妨害、騒音等で行政基準との関係が論じられてきた。ここでは、行政基準が一律の基準であって詳細な違法性判断をしにくい場合があることから、——行政基準を尊重はするものの——、i)行政基準に違反すれば原則として違法だが、ii)行政基準を満たしていてもそれだけで民事上適法というわけではなく民事上違法となりうるものであった。近時、民法研究者の一部には、

ドイツ法を参照し、主に建築基準法との関係でかつてのこの種の考え方を変更して行政基準に追随する議論もなされているが<sup>27)</sup>、従来の考え方には十分理由があり、原発訴訟でも——規模の差はあれ——応用可能であると思われる。その際に重要なのは、行政基準を尊重すること、しかしそれだけに拘束されるものではなく十分な理由があればそれを超える判断もできることである。行政基準は様々な利害を反映している場合が多く、行政基準のみを基礎として違法性を判断しては不十分であることは、今般の福島原発事故でまさに明らかになった点であるというべきである。このように、民事差止訴訟では、裁判所は行政基準を基礎としつつもそれを超えた判断ができるのであり、本判決はその点では正当である<sup>28)29)30)</sup>。

ただ、裁判所の科学技術に関する能力の限界に鑑みると、行政に対する一定の敬讓が必要な部分はあるといわざるを得ない。行政法規がどうであろうと左右されないとする判示(判決原文第4.3(2))や、新規制基準自体を批判するような判示(判決原文第4.7)は——本判決が一事件に対する判決であることに鑑みると——やや行き過ぎた面もあるといえよう<sup>31)</sup>。また、本判決は、福島原発事故との関係で具体的問題について通常の証明の方式を用いて判断しているが(Ⅲ5.6)、原発事故一般については、証明についての従来の方式の採用を検討しないときには裁判所が対応できない場面が頻繁に生ずるのではなからうか。

第5に、ひるがえって危険性に関して判断する際の証明の方式については、1)従来のように社会観念上無視し得ない危険か否かによって「具体的危険性」の有無を判断し、証明の方式

について、差止原告は上記具体化証をしの具(証<sup>32)</sup>)。ちなみに、原告及び、2)ように一般庶民ではどこの題とし持し難い。はされての前提認識をの立証する中ならに、被針適合欠けることが「もう原告のといえ

26) これは鑑定等によって行うことになる。Ⅲ5(4)、(5)については、いわゆる確率論的リスク評価(PRA)ないし確率論的安全評価(PSA)の考え方を活用してリスクを判断することになろう(PRAを市場リスク評価に結びつける試みとして、卯辰昇「現代原子力法の展開と法理論」[第2版]〔日本評論社、2012年〕271頁以下参照)。なお、PRAが正確に算定できるかという問題はあるが、私見では、第5点に触れるように、この点も証明責任の問題として処理することを考えている。

27) 大塚・前掲注18)568頁参照。

28) 本判決は、民事訴訟でも原子力安全委員会の安全審

査の方法に即しながら、それが合理的根拠に基づいて行われたかを判断した②判決とは大きく異なっている。

29) なお、私見では、①行政基準違反の場合には原発の稼働は違法となる。②行政基準違反でない(または行政基準がない事項である)場合には、リスク・ベネフィット分析がなされる。③④において、生命等の侵害のリスクがある場合には、等リスク基準を用いるという整理になる。

30) なお、行政訴訟を用いる場合においても、近時の裁判例は、判断過程の統制のみでなく、実体判断(判断代替)もするようになってきているため、原告の請求が認められないとは限らないが、行政訴訟では規則法等の規定との関係で違

法かどうか、民事<sup>31)</sup> ときにはなされた考え方がられるに以下参照行政基準と考<sup>32)</sup> 4

について伊方型を採用する方式、2)本判決のように、「万が一」の「具体的危険性」があれば差し止められるとし、証明の方式については通常の訴訟どおりとするという方式のほかに、3)原告が原子炉の運転により許容限度(具体的には上記の安全目標)を超える放射線を被曝する具体的可能性があることについて相当程度の立証をした場合には、被告において伝統的な意味の具体的危険性の欠如の証明(反証ないし本証<sup>32)</sup>)をさせる方式が考えられる。

ちなみに、1)と3)は従来の下級審に存在したが、これらは被告原子力事業者の判断過程や原告及び被告の主張立証活動に配慮している点で、2)とは異質である。第4点の末尾に示したように、裁判所の能力の限界に鑑みると、2)は一般的には採用しにくいと考えるが、1)と3)ではどうか。

この点については、「予防的科学訴訟」の問題として既に論じたことがあるが<sup>33)</sup>、1)は支持し難いと考え。すなわち、1)は裁判例においては被告に証明責任を転換したものと認識されておらず、被告に証拠提出義務か訴訟活動の前提構築義務<sup>34)</sup>が課されたにすぎないとの認識を有するものが少なくないことから、被告の立証は極めて容易であり、情報の格差が存在する中で原告の証明の負担の緩和にはほとんどならないからである。さらに、㊸判決のように、被告において本件安全審査における審査指針適合性を立証すれば、本件原子炉の安全性に欠ける点がないことについて相当の根拠があることが認められるとされてしまう(今村教授は「もう一つの事実上の推定」とする<sup>35)</sup>)ときは、原告の証明の負担の緩和には全くつながらないといえよう。

3)は、原告が原子炉の運転により上記の安全目標を超える事故の可能性があることについて相当程度の可能性を証明した場合には、被告に上記の安全目標を超える事故の危険性がないことについて反証ないし本証を要求する(本証の場合には証明責任を転換する<sup>36)</sup>)ものであるが、被告の証明の対象を安全性一般とするのではなく安全目標を超える危険性とするため、被告に不可能を要求することにはならないといえよう<sup>37)</sup>。この証明においては鑑定が大いに活用されるべきである。

こうして3)が適切であると考えられる。その際、安全性の程度や安全性についての考え方が時代とともに進展することからすると、差止の効果としては、被告が上記安全目標を超える事故の危険性がないことについて証明するまでは原発の稼働を差し止めるという一時差止が相当であると思われるが、執行との関係では、具体的には、一定期間に限定した差止が考えられよう<sup>38)</sup>。

なお、本件原告は事故の可能性について、Ⅲ5、6以外に、津波による危険、テロによる危険その他の危険を主張しているが、それらの相当程度の可能性を証明した場合には、被告に対して上記の証明を要求することになる。

第6に、——本判決と類似した発想の問題として——、原発事故に関しては、(既にリスクが現実化してしまった)福島事故と同程度の事故に対する対策は原則として必要であり<sup>39)</sup>、被告がこのような対策をとっていないことについて原告が相当程度の証明をすれば、第5の3)と同様に、被告の側で合理的な対策がとられていることを証明しなければならないと考える。そのような状況を放置する場合には被告には原

法かどうか判断される点及び行政裁量が認められうる点が、民事訴訟とは様相が異なることになる。

31) 筆者は、裁判官があまり白紙からの議論をしすぎる場合には、裁判所の能力の限界から批判を浴び、行政許可がなされた施設等に対して民事差止を限定するドイツのような考え方が——日独の裁判制度の相違等を考慮せずに——論じられるに至ることを危惧している(大塚・前掲注18)563頁以下参照)。重要なのは裁判所の能力の限界を認識しつつも、行政基準や行政裁量に全く委ねる立場は採用しないことであると考える。

32) 仙台地決平成4・2・28判時1429号109頁。㊸判決

は前述のように反証とした。

33) 大塚・前掲注18)546頁以下。なお、同・前掲注2)「予防的科学訴訟と要件事実」139頁。

34) 交告・前掲注3)257頁。

35) 今村・前掲注4)139頁。

36) 筆者は、情報の格差が非常に大きいことから、本証を要求してよいと考えている。

37) すなわち、伊方型(第1アプローチ)ではなく、第2アプローチを基本とすべきであると考え(大塚・前掲注18)548頁以下)。

38) 大塚・前掲注18)550頁。

則として過失があり違法性があると考えられる。これは福島原発事故を経たわが国における要請といえよう。もちろん、被告が本証（ないし反証）によって、当該場所ではそのような対策が必要ないことを証明した場合には、対策は不要となる<sup>40)</sup>41)。

以上のうち、第3点～第6点は、本判決の課題を含むものである。特に重要なのは、裁判所の能力の限界に鑑み行政に対する一定の敬讓を

保ちつつも、行政基準にすべてを委ねる立場を採用しないことである。なお、紙幅の関係で立ち入らないが、本判決については、差止の効力をどの程度のものにするのが適当か<sup>42)</sup>、高度に専門的なリスク問題に対して裁判所はどこまで判断すべきか等、ほかにも論ずべき課題は少なくない。

(おおつか・ただし) 51

39) 本件の仮処分決定 (◎決定) は天正年間の震災についてのルイス・フロイスの記述では疎明がないとしたが、この判断だと、福島原発事故の少し前に貞観地震の痕跡が発見されたのに放置されたことと同様の判断になるのではないか。福島原発事故直前に差止請求がなされたと仮定した場合、そこで (機器の改善等を含む意味での) 差止が命じられないような判断枠組みは維持されるべきではない。そのような状況を放置することには合理性がなく、そのような場合には、被告には原則として過失があり違法性が認められると考えられる。

40) なお、そもその問題として、地震のような自然災害、不可抗力によって事故が発生する問題について差止請求をどのように考えるべきか。この点損害賠償法をみると、通常の土地の工作物であれば民法717条に基づく瑕疵があるかどうかを判断することとなり、それが通常の安全性を満たしている以上、不可抗力で損害が発生しても、瑕疵はなく工作

物の所有者・占有者は賠償責任を問われないことになる。他方、原子力損害については原子力損害賠償法3条1項但書があるため、いわば超不可抗力でない限り免責されない。差止についても、この点を考慮しつつ、当該原発が、不可抗力に対しても耐えられるかどうかを含めてその危険性を判断することになる。

41) 現在、原子力災害対策特別措置法 (28条1項)、災害対策基本法 (40条・42条) に基づく都道府県、市町村による避難計画の策定と、規制委員会の基準に基づく再稼働の判断は別扱いになっているが、避難計画を策定しないで再稼働する場合の訴訟の提起については、大塚・前掲注1)参照。

42) なお、この点には、中東地域で戦争などが勃発し、化石燃料が輸入できなくなることによって生命・健康侵害が問題となる場合を考えると、一時差止 (前掲注38)参照)の方が適切ではないかなどの問題が関連する。